

答 申

審査請求人 ○○ ○○

実施機関 長浜市長 藤井 勇治

第1 審査会の結論

実施機関が平成28年7月8日付け長都計第150号により公文書部分公開決定処分をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成28年6月27日、審査請求人は、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、「平成28年度都計委第26号3・4・10号時福寺神照線測量業務委託に係る業務価格を算出した、単価表及び内訳書（数量・歩掛が記載された設計書）並びに積算する上での参考資料となる全ての文書（業務に係る仕様書を含む。）」（以下「本件対象文書」という。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

同年7月8日、実施機関は、公開請求のあった設計書の歩掛、単価及び金額については、条例第7条第6号に規定する契約の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして非公開とし、条例第11条第2項の規定に基づき、公文書部分公開決定通知（長都計第150号）により、審査請求人に通知した（以下「本件処分」という。）。

3 審査請求

同年7月27日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、単価以外の全ての事項の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述において述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 公開しない理由として、「契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、長浜市においては予定価格を事後公表としており、入札後、全ての積算基準は公開されるのであるから、非公開となるべき事項は存在しないはずである。
- (2) また、長浜市においては、滋賀県から積算単価の提供を受けており、滋賀県は問い合わせがあれば積算単価を回答している。歩掛についても積算基準書が存在しており、長浜市がこの積算基準書に基づいて歩掛を算出していることに照らせば、単価・歩掛が公表されているも同然であるから、本件対象文書を公開しても、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは生じない。

第4 実施機関の説明趣旨

実施機関が理由説明書及び口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

- (1) 数量・歩掛が記載された設計書とは、建設工事に関連する測量業務委託の請負を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき一般競争入札や指名競争入札に付して発注する場合に、その業務に必要な価格の総額を算定するために作成した設計書であり、予定価格の根拠としている。

本件請求に係る設計書は、滋賀県をはじめ県内多くの自治体が使用している積算システムを使用して作成しており、当該システムには滋賀県が作成した工事費算定に係る関係図書が組み込まれ、当該関係図書は、「土木工事の工事費算定に係る根拠関係図書管理要領」による守秘義務が求められている。

したがって、本市が当該情報を公開することは、当該管理要領違反であり、本市に限らず、他の自治体の契約事務に支障をきたすおそれがある。

- (2) また、当該管理要領の適用対象となる図書のうち、公表用とされたものを除いては、滋賀県からの「本図書の使用について」という通知により、非公開期間が定められている。今回の情報公開請求は、非公開期間内であるため、本市で公開することはできない。
- (3) 本市においては、平成23年10月から予定価格を事後公表とする制度とした。本件請求の非公開部分を公開した場合、容易に設計書を再現することが可能となり、業務内容を十分に理解されないまま再現設計書をもとに最低制限価格を類推した応札がされ、ダンピング受注を助長し、受託業務の不適正な執行へと繋がる懸念される。
- (4) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定に基づき、国が示している「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」では、予定価格及びその積算内訳は、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合に限り公表すべきとしている。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」にいう「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいい（同法第2条第2項）、測

量業務委託については、当該指針の対象外である。

これを受けて、長浜市においては、建設工事については、入札後に予定価格及びその積算内訳の一部（事業総括表、本工事内訳書のうち、「細別」の「単価」と「金額」を除いた部分）を公開しているが、測量業務委託については、予定価格のみを入札後に公開し、積算内訳は公開していない。

以上の理由により、条例第7条第6号に規定する契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると判断した。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例は、第1条にあるように、情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項を定めることにより、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、公正で開かれた市政の推進と市政への市民参加を一層促進し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展と市民の知る権利の保障に資することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書のうち、仕様書は、表紙、地図、測量業務委託仕様書、誓約書、不当介入事案通報書、測量作業数量総括表及び委託数量集計表から構成されており、内訳書は、鑑、事業費総括表、測量作業内訳書、測量作業諸経費、1次単価表及び2次単価表から構成されている。

実施機関の説明によると、これらは、当該業務に必要な価格の算定を行うために作成された設計書であり、測量業務委託の入札時における予定価格の根拠とされているとのことである。

(3) 非公開部分について

実施機関が非公開とした部分については、本件対象文書のうち、測量作業内訳書、1次単価表及び2次単価表における単価、数量（いわゆる「歩掛」）及び金額のうちの一部であり、具体的には次のような部分である。

測量作業内訳書では、「工事区分・工種・種別・細別」のうち、「細別」の「単価」（一次単価）及び「金額」（「単価」（一次単価）に「数量」を掛けて算出されるものであり、「金額」が公開されれば、「単価」が算出される関係にある。）の部分为非公開となっている。

また、測量作業内訳書の「細別」の「単価」の算定根拠となる資料が1次単価表であるが、当該1次単価表に記載されている「単価」及び「金額」の部分为非公開になっており、「数量」については連絡車運転費の該当部分が非公開とされている。

さらに、1次単価表に記載されている「単価」の算定根拠となる資料が2次単価表であるが、当該2次単価表に記載されている「単価」及び「金額」の全部並びに「数量」の一部が非公開となっている。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 実施機関は、これらの部分を条例第7条第6号に該当するとして非公開としたが、これに対して審査請求人は当該部分についての全部公開を求めているので、当該部分における条例第7条第6号該当性について、審査請求人及び実施機関双方の主張を踏まえ、以下検討することとする。

条例第7条第6号は、行政が行う事務事業の性質上、公開することにより、市民全体の利益を確保しようとする行政の目的を損ない、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報は、非公開とすることを定めたものである。

「支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについては、「おそれ」の有無、程度等を客観的・具体的に判断しなければならない。

イ (ア) 審査請求人は、長浜市においては、入札後、全ての積算基準が公開されるのであるから、設計書における数量部分を公開しても、事務事業の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれはなく、非公開となるべき事項は存在しないので、条例第7条第6号に規定する契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした本件処分は取り消されるべきである、と主張している。

(イ) しかしながら、長浜市が発注する測量業務委託においては、実施機関の主張するとおり、入札後に公開されるのは予定価格のみであり、単価、数量及び金額が記載された積算内訳書は公開していない。

この趣旨は、過去に発注された測量業務委託の積算内訳書から各種単価・数量が明らかになり、以後に行われる同種の測量業務における予定価格が類推され、積算能力の未熟な業者であっても予定価格から最低制限価格を類推して入札・受注することが容易となることを防止し、入札参加業者が安易な類推によらず測量業務の積算ができる能力を身に付けたうえで、適正な入札を行うことができるようにしたものであるといえる。

(ウ) 確かに、昨今のIT化の進展に伴い、複数の測量業務委託案件の単価・数量をパソコン上のシステム等に蓄積し、その情報を利用し積算を行うことも可能となっている。蓄積された数値を利用すれば、入札者が当該業務内容を精査しなくとも容易に設計書を再現することが可能となり、以後に行われる同種の測量業務委託における設計価格等がかなりの精度で類推可能な状態になることが予測され、この類推した数値をもとに予定価格又は最低制限価格に近い金額での応札及び落札がなされることが考えられる。こういった事態となれば、入札者の真摯かつ適切な見積りを阻害し、あるいは複数の入札業者が最低制限価格付近に集中して同額で入札書を投函する、いわゆる「同額入札」を誘発し、適正な入札が阻害されるおそれがあるといえる。

ウ (ア) また、審査請求人は、長浜市においては、滋賀県から積算単価の提供を受けており、滋賀県は問い合わせがあれば積算単価を回答していること及び数量についても積算基準書が存在し、長浜市がこの積算基準書に基づいて数量

を算出していることに照らせば、単価・数量が公表されているも同然である旨主張する。

- (イ) しかしながら、関係図書に記載された単価・数量は、滋賀県においても一定期間内は非公開とされており、問い合わせに対し、いつでも回答しているわけではない。

市においても、県からの「本図書の使用について」という通知により、非公開期間内の公表の禁止と、管理不十分の場合の次回からの単価ファイルの不提供という制裁が課されている。このような状況下で、県提供図書記載の事項を非公開期間内に公開すると、今後、市が県から単価ファイルの提供を受けられず、積算システムを使用した設計書の作成ができなくなるといった支障が生じるおそれがある。

したがって、実施機関が設定した単価及び数量を公開すること並びに県提供図書記載の事項を非公開期間内に公開することは、入札参加業者が予定価格を類推することを容易にさせ、適正な入札を阻害するのみならず、今後、市が県からの工事費算定に係る関係図書の提供を受けられず、実施機関の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

よって、積算内訳書における単価・数量を公開することは、条例第7条第6号の「支障を及ぼすおそれ」があるものといえる。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年月日	審査の内容
平成28年8月2日	・ 諮問書受理
平成28年8月12日	・ 実施機関の理由説明書受理
平成28年9月7日	・ 審査請求人からの口頭意見陳述 ・ 実施機関からの説明聴取
平成28年9月29日	・ 審議
平成28年11月2日	・ 審議
平成29年1月12日	・ 答申

平成29年1月12日

長浜市情報公開審査会
会 長 南川 諱弘